

マルナカだより 春号

東日本大震災より4年 広がる防災意識の薄れ・風化

平成23年(2011年)3月11日 14時46分 宮城県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。大きな揺れに伴い発生した津波は9メートルを超え、東北地方を中心に太平洋側の地域に大変大きな被害をもたらしました。昨年9月1日、総務省消防庁は被害報(第150報)で

(1)人的被害	
死者	19,074人
行方不明者	2,633人
負傷者	6,219人
(2)住家被害	
全壊	127,361棟
半壊	273,268棟
一部破損	762,277棟
床上浸水	3,352棟
床下浸水	10,217棟

公共建物 14,345棟
その他 82,892棟
と、件数の変更を公表しました。

今年、阪神淡路大震災から20年目を迎えました。あの日テレビで見た映像は衝撃的で自然の脅威を前に何もできない事、地震・火事の怖さを実感しました。しかし、離れた地域で暮らす私たちは日常生活を送るなかで、怖さや防災意識は記憶の片隅に追いやられ、毎年1月17日が近付くとテレビや新聞などで報道されること思いついていなくなりました。関心の低さ＝風化。『気がつけば』ではなく、『まだ』

20年です。
全国各地に古くから伝わる言い伝えの中には、災害の恐ろしさや、防災の知恵を伝えようとするものが存在し、このような言い伝えを「災害伝承」と言います。災害伝承の中には、東日本大震災で東北地方に壊滅的な打撃を与えた「津波」に関するものも少なくありません。海洋国家である日本は、古来より数多くの津波被害に苦しんできました。そのため、津波に関する伝承がたくさん存在します。あくまでも伝承にすぎませんが、東日本大震災で津波が押し寄せた地域との境には神社が点在しているそうです。

【ここより下に家を建てるな】その伝承もいつしか風化し忘れ去られてしまいました。近所にある神社などを訪れた際は、そこにある意味を考えてみてください。

今年に入って最大震度3を超える地震が14回以上、4を超える地震が5回、5を超える地震が2回起こっています。新年度を迎えるこの時期にもう一度身の回りの防災・減災対策を見直してみましよう。

◆自宅の避難経路は確保されていますか？廊下や玄関に荷物が置いてあると速やかに避難できない場合があります。物入れにしまう

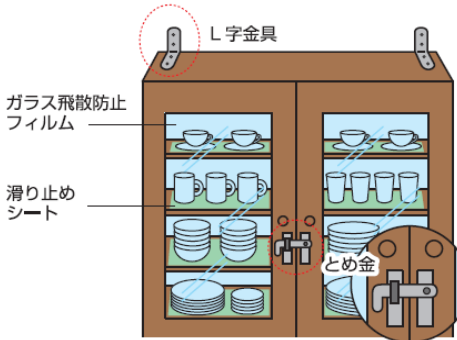
いらぬものは捨てるなど日ごろから心がけましょう。
◆倒れると予想される家具等は固定されていますか？リビングや寝室など滞在時間の長い部屋は必ず固定しましょう。食器など割れやすいものが入っている棚は扉にも金具を付ける・ガラス部分に飛散防止フィルムを張るなど工夫し、ガラスや食器が凶器にならないようにしましょう。固定できないものは倒れた時にドアを塞がな

いよう配置替えをしましょう。
◆一時持ち出し品のチェックはしていますか？持ち出し品は被災最初の1日をしのぐためのものです。すぐに必要になるもの、なければ困るものは何かを考えて用意しましょう。期限を過ぎているもの・サイズや度数の合わないもの・不要または必要になったものなど最低でも年一回確認しましょう。
◆非常用飲料・食糧の期限は確認していますか？

震災後に保存期間が5年の飲料や食糧を購入したいた場合、保存期間はあと1年です。新しいものと入れ替えをしながら期限内に消費しましょう。
◆保管してある電池はまだ使えますか？未使用の電池でも落下などの衝撃や高温多湿などの条件で液漏れすることがあります。定期的にチェックしましょう。

◆災害が発生したら？自分の状況を自分から家族や知人に知らせるとともに、家族の安否を確認することが重要です。新年度が始まると家族の行動範囲が広がる場合があります。家族がバラバラにいるときの災害発生に備えて、安否確認の方法、集合場所などを決めておきましょう。その際、被災地域に電話が殺到すると、消防や警察などの緊急連絡に支障を及ぼすことにも配慮しましょう。

◆防災訓練に参加していますか？一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時の一連の行動をとるのに手助けが必要な方を災害時要援護者と呼びます。被害を減らすためには災害時要援護者の方と地域の方との協力が不可欠です。自分が災害時に助けを必要とするとき分かれている場合は日頃からできる限り防災訓練などに参加して、どんな助けが必要なのかを地域の方に伝え



171災害用伝言ダイヤルの利用方法

- | メッセージを残す | メッセージを聞く |
|--------------------|------------------|
| ①171をダイヤル | ①171をダイヤル |
| ②「1」(録音)を選ぶ | ②「2」(再生)を選ぶ |
| ③自分(被災地)の電話番号をダイヤル | ③被災地の方の電話番号をダイヤル |
| ④メッセージの録音 | ④メッセージの再生 |

ておきましょう。また、災害が発生した際に自分が無事であれば、ご近所に進んで声をかけるようにし、地域に暮らす災害時要援護者の方はもちろん、何か助けを必要としている人はいないか確認しましょう。

東日本大震災から4年が経過した今でも被災地では23万人以上の方々が仮設住宅や離れた地域で避難生活を送っています。福島県では原発事故の影響で震災当日のままの住宅もたくさんあり、風評被害も続いています。復興には20年～30年かかると言われています。

参考・抜粋資料
日経ビジネス 2011年5月17日 社会を映し出すコトバたち
内閣府 防災情報のページ みんなで減災(減災啓発ツール)

覚えておきたい手話



わからない時には書いてもらいましょう



(株)マルナカホーム
〒223-0057
横浜市港北区新羽町896
TEL 045-547-3434
FAX 045-545-9935
http://www.marunaka.tv/
どんなに小さなことでも遠慮なく御相談下さい 鈴木

ご用命の方はフリーダイヤルへ
フリーダイヤル
0120-28-45-28

省エネ住宅エコポイントが始まる!!

省エネ住宅 エコポイントとは?

省エネ住宅ポイント制度は、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図る事を目的とし、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度です。

対象となる住宅・リフォームとは

エコ住宅・・・自らが居住することを目的として平成26年12月27日以降に請負契約書を交わした新築タイプまたは平成26年12月26日までに完成した完成済み購入タイプかつ右記の省エネ基準のいずれかに該当する新築住宅

エコリフォーム・・・すべての住宅が対象
ここからは対象範囲の広いエコリフォームについて紹介します。

1. 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
2. 一次エネルギー消費量等級5の住宅
3. 一次エネルギー消費量等級4の木造住宅
4. 断熱等性能等級4の木造住宅
5. 省エネルギー対策等級4の木造住宅

申請には、基準を満たすことを証明する登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。

①窓の断熱改修

ガラスの交換

既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。



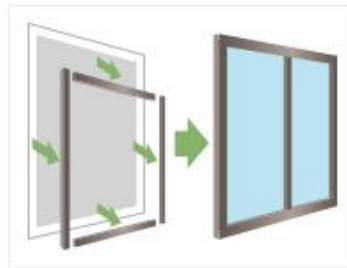
内窓設置

既存窓の内側に新たに窓を新設するものをいう。



外窓交換

既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。



②外壁、屋根、天井または床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を対象とします。
※省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。

③設備エコ改修

太陽熱利用システム 高断熱浴槽
節水型トイレ 高効率給湯器
節湯水栓

※「窓の断熱改修」又は「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」を行わない場合は、エコ住宅設備の内、3種類以上を設置する工事が対象となります。

「窓の断熱改修」又は「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」を行う場合は、エコ住宅設備3種類未満でも対象となります。下記「エコ住宅設備の設置」

対象となる性能・商品につきましては国土交通省ホームページで公表しています。

また、申請方法や発行ポイント数なども掲載されています。

※申請書類ダウンロードや交換商品の詳細は3月10日に公表されます。

さらに①～③のいずれかと合わせて実施する以下の改修工事なども対象となります

- ◆ **バリアフリー改修**
手すり設置・段差解消・廊下幅など拡張
- ◆ **エコ住宅設備の設置**
③のうち2種類以下
- ◆ **耐震改修工事**
- ◆ **リフォーム瑕疵担保への加入**
- ◆ **既存住宅購入加算**

申し込み手続き対象期間

工事関係の期間

- ◆ 工事請負契約・・・平成26年12月27日以降
- ◆ 着工・着手・・・平成26年12月27日～平成28年3月31日
- ◆ 工事の完了・・・平成27年2月3日以降

ポイント発行申請の期間

- ◆ 受付開始・・・平成27年3月10日
- ◆ 期限・・・予算の執行状況に応じて公表(遅くとも、平成27年11月30日までに締切)
※エコ住宅の新築とエコリフォームで終了期間が異なる可能性があります。

ポイント交換の申請期間

- ◆ 受付開始・・・平成27年3月10日
- ◆ 期限・・・平成28年1月15日

完了報告の期限(完了前のポイント申請を行った場合のみ必要)

- ◆ 対象・・・平成28年6月30日(1000万円(税込)以上のリフォームをされる方)

ポイント申請の期限は平成27年11月30日を予定していますが夏ごろには終了すると予想されています。
エコリフォームを検討されている方はお早めに!!